

平成 18 年 10 月 1 日から

国保と老人保健が変わります

■問い合わせ先 健康増進課（☎ 82-1177・82-1178・82-1179）

▶▶▶ 70 歳未満の人

高額療養費の自己負担限度額が変わります

同じ人が同月内に、同一の医療機関に支払った自己負担額の合計が高額になったとき、申請をして認められると、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。今回の改正で、70 歳未満の人は下表のとおり自己負担限度額が一部引き上げられます。

平成 18 年 9 月 30 日まで

●自己負担限度額（月額）

	3 回目まで	4 回目以降※2
上 位 所 得 者※1	139,800 円＋ 医療費が 466,000 円 を超えた場合、その超 えた部分の 1% を加算	77,700 円
一 般	72,300 円＋ 医療費が 241,000 円 を超えた場合、その超 えた部分の 1% を加算	40,200 円
住 民 税 非課税世帯	35,400 円	24,600 円

平成 18 年 10 月 1 日から

●自己負担限度額（月額）

	3 回目まで	4 回目以降※2
上 位 所 得 者※1	150,000 円＋ 医療費が 500,000 円 を超えた場合、その超 えた部分の 1% を加算	83,400 円
一 般	80,100 円＋ 医療費が 267,000 円 を超えた場合、その超 えた部分の 1% を加算	44,400 円
住 民 税 非課税世帯	35,400 円	24,600 円

※1 基礎控除後の総所得金額等が 600 万円（現行 670 万円）以上の世帯

※2 過去 1 年間に、同じ世帯で高額療養費の支給が 4 回以上あった場合の 4 回目以降の限度額（多数該当）

出産育児一時金が変わります（年齢制限はありません）

少子高齢化対策の一環として、被保険者が出産したときに受けられる出産育児一時金の支給額が現行の 30 万円から、35 万円（平成 18 年 10 月 1 日生まれから）に引き上げられます。

人工透析を要する上位所得者の自己負担限度額が変わります

高額の治療を、長期間継続して行う必要のある疾病については、1 か月の自己負担限度額は 1 万円までとされていましたが、慢性腎不全で人工透析を要する上位所得者については、自己負担限度額が 1 万円から、2 万円（平成 18 年 10 月 1 日から）に引き上げられます。

▶▶▶ 70 歳以上の人（老人保健対象者を含む）

現役並みの所得がある人の自己負担割合が変わります

70 歳以上または老人保健で医療を受ける人のうち、現役並みの所得のある人は、医療機関に支払う自己負担割合が 2 割から 3 割（平成 18 年 10 月 1 日から）に引き上げられます。（9 ページの※1 を参照してください）